

# 令和8年度山形県主任介護支援専門員研修実施要綱

## 1 目的

この研修は、主任介護支援専門員が、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整や他の介護支援専門員に対する助言・指導など、ケアマネジメントの適切かつ円滑な提供のために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを實踐できる能力を養成することを目的に実施する。

なお、本研修は介護支援専門員証の更新研修には該当しないため、介護支援専門員証の有効期間の更新を要する者は、別途介護支援専門員証の更新研修を受講すること。

## 2 対象者(受講要件)

次の(1)から(5)のすべてに該当する介護支援専門員が対象者。ただし、申込期限(令和8年5月15日)時点で主任介護支援専門員有効期間内である者は、受講の対象外。

- (1) 利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者  
※申込時に提出する居宅サービス計画書等の内容を審査し、研修審査委員会にて受講の可否を決定する。
- (2) 有効な介護支援専門員証を保有している者
- (3) 専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ又は実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了した者
- (4) 現に介護支援専門員として従事している者(※1)
- (5) 以下の(ア)から(エ)のいずれかに該当する者
  - (ア) 専任(常勤専従)の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60か月)以上である者(※2)  
ただし、他の職務との兼務期間は、専任の従事期間に含まれない。ただし、居宅介護支援事業所の管理者との兼務期間は、通算できるものとする((イ)について同じ)。  
居宅介護支援事業所以外の事業所・施設の管理者(小規模多機能型居宅介護の管理者含む)や、他の職種(生活相談員・看護師等)との兼務期間は算定できない。
  - (イ) 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任(常勤専従)の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36か月)以上である者
  - (ウ) 介護保険法施行規則第140条の66第1号イの(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずる者(※3)として、現に地域包括支援センターに配置されている者
  - (エ) 介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する、都道府県が適当と認める者(※4)

※1 「現に介護支援専門員として従事している者」とは、専任・兼任・常勤・非常勤を問わず、介護支援専門員として就労し、かつサービス計画書の作成を行っている者を指す。

※2 「常勤」とは、当該事業所で定めている常勤の従業者が勤務すべき時間数(最短でも週32時間以上を基本とする)に達している事、「専従」とは、サービス提供時間帯(その事業所での勤務時間帯)を通じて当該サービス以外の職務に従事していないことを指す。

「従事した期間」とは、現所属における従事期間に限らず、介護支援専門員として実務に携わった期間すべてを通算するものとする。ただし、病気休業、産前産後及び育児休暇等の期間は、従事した期間に含まれない。また、従事した期間として通算できるのは、以下の【事業種別】①～⑦において、介護支援専門員として就労(サービス計画の作成業務に必ず携わっていること)している期間とする。

【事業種別】※該当する①～⑦の番号を様式1及び2の事業種別番号の欄に記載すること。

① 居宅介護支援事業所

② 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所

- ③ 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業所
- ④ 介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）
- ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業所
- ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業所
- ⑦ 介護予防支援事業所（地域包括支援センター）

※基幹型地域包括支援センターに従事する者が申込み場合は、基幹型以外の①～⑦の施設における専任の従事期間を算定すること。

- ※3 「主任介護支援専門員に準ずる者」とは、ケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有する者で、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者とする（平成18年10月18日老計発第1018001号厚生労働省老健局計画課長通知「地域包括支援センターの設置運営について」）。
- ※4 「都道府県が適当と認める者」とは、**以下の i) と ii) の両方に該当する者**とする。
  - i) 介護支援専門員としての業務に従事した期間が5年(60か月)以上である者
  - ii) 現に行政機関、地域包括支援センターに所属する者で、介護支援専門員又は主任介護支援専門員に対し指導実績のある者のうち、市町村長が推薦する者

### 3 研修実施主体：山形県

**研修実施機関**：一般社団法人山形県老人福祉施設協議会（山形県から指定）

**4 実施方法** Zoomミーティングを使用したオンライン研修及び、一部参集対面研修

**5 募集定員** 104名

**6 申込期間** 令和8年4月1日（水）から令和8年5月15日（金）

### 7 申込方法

#### 手順1 研修システムの登録

申込期限までに研修システムの登録を行う。

#### 手順2 申込書類の準備

以下の申込書類の様式を、研修実施機関（山形県老人福祉施設協議会）研修システムからダウンロードし、A4用紙に片面印刷する。

(1) **様式1**（受講申込書）

※内容によっては、受講不可、又は追加資料の提出を求める（(2)について同じ）。

(2) **様式2-①、②**（専任期間申告書、実務経験証明書）

※「実務経験証明書に係る証明者」は、直営地域包括支援センターの場合は市町村長、委託地域包括支援センターの場合は委託先の法人代表者とする。

※受講決定後に虚偽の記載が判明した場合、受講取り消しを行う。記入にあたっては、辞令書・勤務表等を確認のうえ正確に記入すること。

(3) **様式3-1、3-2、3-3**（自立支援を包含する担当事例）

**【添付書類】「受講申込み提出書類のチェックシート」参照**

記載した担当事例の事業種別に応じ、以下の書類を添付すること。なお、各書類はすべて直近（概ね5年以内）のものを提出すること。

(A) 居宅介護サービスの場合：第1表から第5表

(B) 施設サービスの場合：第1表から第6表（ただし、第3表及び第4表については、いずれか1つを提出すれば可。）

(C)介護予防サービスの場合

(予防プラン・総合事業の訪問型、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメント)

:利用者基本情報、基本チェックリスト、介護予防サービス・支援計画書、介護予防支援経過記録、介護予防支援・サービス評価表

(D)地域密着型サービスの場合:該当するサービス内容に応じて、(A)から(C)のいずれかに準ずる書類を提出すること。

※介護予防サービスの総合事業については訪問型・通所型及び介護予防ケアマネジメント(現行相当サービス)のみの事例とする。

※利用者、家族、その他関係機関名等については記号化する等により個人情報を削除して記載すること【厳守】。個人情報が記載されている場合、研修審査委員会の審査において受講不可とすることがある。

※記載された担当事例について、研修審査委員会の審査において、自立支援に資するケアマネジメントの実践ができていないと判断された場合、受講不可とすることがある。

※研修審査委員会の審査において記載された担当事例の内容を確認し、内容若しくは体裁に不備がある又は自己点検表(様式3-3)の内容を一定以上満たしていないと判断された場合、受講不可とすることがある。

※別紙1「令和8年度主任介護支援専門員研修の事例提出について」を必ず確認すること。

(4) 様式4(管理者等からの意見を必ず記入すること)

(5) 専門(更新)研修課程I及びIIの修了証書の写し(直近のもの)

(6) 様式1-①都道府県の認める者(指導実績)証明書(該当者のみ)

### 手順3 申込書類の郵送

手順2の申込書類を角形2号封筒に入れ、申込期限(令和8年5月15日(金))までに簡易書留またはレターパック等【必着(消印有効ではない)】で郵送すること。郵送先は、研修実施機関(山形県老人福祉施設協議会、詳細は「16 申込み、問合せ先」のとおり)。

※申込書類は、左上をクリップで留めて提出すること(ホチキス止め不可)。

※封筒の表に朱書きで「主任介護支援専門員研修申込書在中」と明記すること。

※簡易書留、レターパック等ではなく、普通郵便で郵送した場合の郵便事故による未着・誤送については、研修実施機関において一切責任を負わない。

※持参やFAXでの申込は受け付けない。

※申込期限経過後に申込書類が到達した場合、いかなる理由があっても受け付けない。

## 8 受講決定

- ・受講の可否については、申込書類を研修実施機関及び研修審査委員会にて審査のうえ、6月中旬頃に、研修システム内で通知する。なお、受講要件を満たした者が受講定員を大幅に上回ったときは、現任の居宅介護支援事業所の管理者(経過措置対象者)である方を優先し、厳正なる抽選により決定する。
- ・同一の事業所から複数の受講申込みがあった場合は、上記の優先要件を適用したうえで、最も優先する者1名のみとする場合がある。
- ・受講の可否に係る判断事由については、受講決定通知に記載する。なお、記載事由以外の質問については、研修審査委員会等の個人情報を含むため、実施機関において対応しない。

## 9 経 費

- ・受講料 : 37,000円(山形県手数料条例に基づく)
- ・支払方法: 詳細は、受講決定通知にて確認すること。  
なお、いかなる理由があっても納入された受講料は返金しない。
- ・その他 : パソコン等機材購入費、通信料、テキスト購入代金等は、自己負担。

## 10 研修科目及び日時

別紙2のとおり

※都合により日時等を変更する場合は、研修実施機関（山形県老人福祉施設協議会）ホームページまたは、研修システムで掲載、通知する。

## 11 研修当日にまでに準備する物

受講決定通知書、テキスト（受講決定通知にて指定）、講師の指示による課題や事例のほか、必要があるものについては、別途通知。

## 12 遅刻、欠席等の受講上の注意

研修課程の72時間すべてを履修する必要があるため、原則として、遅刻、早退、欠席は認めない。やむを得ない事情がある場合は、必ず研修実施機関（山形県老人福祉施設協議会、詳細は「16 申込、問合せ先」のとおり）へ連絡する。

※PC等の不具合やインターネットの接続が不安定で30分以上受講できなかった場合、原則欠席とする。

## 13 修了認定

研修の全課程を受講し、小論文又は課題に対するレポート等により、国が示す「介護支援専門員資質向上事業ガイドライン（令和5年4月、5修了評価の考え方）」に基づく評価を研修審査委員会において行う。その結果、修了可とされた者に修了証書を交付する。

## 14 個人情報の取扱い

研修申込みで取得した受講者の個人情報については、本研修の実施に関すること以外には使用しない。

## 15 主任介護支援専門員研修修了者の活動について

主任介護支援専門員は、所属事業所の介護支援専門員に対する助言・指導のみならず、地域包括ケアシステム構築の牽引役としての活躍が期待されており、山形県が行う研修会等において講師または演習助手（ファシリテーター）等の役割を担っていただく。

## 16 申込み、問合せ先

〒990-0021 山形市小白川町2-3-31 山形県総合社会福祉センター内

一般社団法人山形県老人福祉施設協議会 事務局

**研修専用TEL:023-666-8506（問合せ時間 平日9:30～12:00、13:00～16:00）**

FAX:023-616-5570

E-mail:care@scws.yamagata.jp

HP:www.scws.yamagata.jp

山形県老人福祉施設協議会ホームページURL →

